

また来てねキャンペーン（時短協力事業者支援事業） Q&A

令和3年2月25日作成

令和3年3月31日追記

<キャンペーン対象店舗について>

Q1. 本社は浦添市以外にあるが、浦添市内に店舗や営業所があり、時短要請に協力している場合は、対象になりますか？

A1. 対象になります。

（1事業所につき複数店舗申請可。店舗毎に申請下さい。）

Q2. 浦添市内に住んでいるが、飲食店は市外にある。対象となりますか？

A2. 対象外です。市内に店舗がある飲食店等事業者が対象となります。

Q3. 県時短協力金がまだ振り込まれていないが、キャンペーンへの参加は可能ですか？

A3. キャンペーン参加は、受給見込み者（県時短協力金の申請者）でも申込可能です。ただし、支援金の申請には、県時短協力金を受給したことが確認できるもの（振込先通帳の入金部分の写し等）が必要になります。

Q4. 営業時間の短縮要請に応じて時短営業を行っていましたが、県時短協力金の申請手続きを行っていません。また来てねキャンペーンに参加し、浦添市から支援金を受給することは可能ですか？

A4. このキャンペーンは、感染症拡大防止のため時短営業に協力していただいた飲食店等を対象とした支援事業であり、その対象要件（確認方法）として、県時短協力金の受給者としているため、県時短協力金を受給することができない事業者は、また来てねキャンペーンへの参加及び支援金を受給することはできません。

(R3.3.31 追記)

Q4-2. 今までは時短営業を行っていませんでしたが、夜9時までの時短要請（R3.4.1～4.21）に応じて時短営業を行った場合は、また来てねキャンペーンに参加し、浦添市から支援金を受給することは可能ですか？

A4-2. 令和3年3月29日発表の時短要請（R3.4.1～4.21）は、また来てねキャンペーンの対象になりません。

<クーポン券について>

Q5. 店舗オリジナル特典は 100 枚すべて同じでなければならないか、また、無くてもよいか。

A5. 店舗オリジナル特典は、すべて同じでなくてもかまいません。また、任意設定となりますので、設定しなくても差し支えありません。なお、店舗オリジナル特典にかかる費用は支援金の対象となりませんので、ご注意ください。

Q6. クーポン券を紛失した利用客の再来店時に、飲食代 1,000 割引をしてよいか。

A6. クーポン券を紛失した場合は、「飲食代 1,000 割引」などの特典利用はできません。

支援金の申請には、特典利用済みのクーポン券（特典利用日、利用者サイン記載のもの）の添付が必要です。

Q7. クーポン券はもらった店舗以外の飲食店でも使えるか。

A7. クーポン券は、もらった店舗以外では使用することができません。各店舗それぞれの専用クーポン券として、店舗利用客の再来店による売り上げ回復の支援を目的として発券しています。

Q8. 利用客が抽選券（景品引換券）を紛失した場合でも、景品をもらうことができるか。

A8. 景品は、抽選券（景品引換券）と引き換えに受渡しを行うため、抽選券（景品引換券）を紛失した場合は、当選していても景品を受け取ることができません。

(R3.3.31 追記)

Q8-2. クーポン券の有効期限が4月30日のままの状態だが、期間延長後の6月30日まで特典利用することができるか。

A8-2. クーポン券は、有効期限が修正前のものであっても、期間延長後の有効期限6月30日までご利用いただけます。

<支援金について>

Q9. 支援金はいつごろ振り込まれるか。

A9. クーポン券の利用実績など、申請内容に不備がなければ、事務局が支援金交付申請書を受領してから概ね3週間程度で指定口座へお振込みされる予定です。

※ 書類審査により、確認事項や記入漏れなどがある場合は、事務局から申請者に対し電話連絡等により確認作業を行いますので、確認作業に要した期間について、支援金の振込みが遅れることがあります。

Q10. 支援金の申請は、上限10万円の範囲内で2回以上に分けて申請してもよいか。

A10. 原則として、支援金の申請は1事業者あたり1回までとなります。

Q11. 支援金を申請したいが、沖縄県から協力金の振り込みがまだ確認できない。どのように支援金を申請したらよいか。

A11. 支援金の申請は、原則として、次の期間のいずれか1以上の時短協力金を受給したことが確認できなければなりません。

- ・令和2年12月14日発表 時短要請期間(12/17~12/28)
- ・令和2年12月23日発表 時短要請期間(12/29~1/11)
- ・令和3年1月8日発表 時短要請期間(1/12~1/21)
- ・令和3年1月19日発表 時短要請期間(1/22~2/7)
- ・令和3年2月4日発表 時短要請期間(2/8~2/28)

<添付書類関係>

Q12. 通帳はどこをコピーしたらよいか。口座はネット銀行でもよいか。

A12. 通帳の表紙と表紙の裏面（表紙をめくって最初のページ）のコピーを添付してください。（①銀行名、②支店名、③店番、④口座番号、⑤口座名義、⑥口座名義のフリガナ、①～⑥のすべてが確認できること）

また、ネット銀行でも申請可能ですが、その場合は、口座番号や口座名義のフリガナ全体が確認できるページ画面等のコピーを添付してください。

Q13. 登記簿や印鑑証明書の有効期限はあるか

A13. 発行日から概ね3カ月以内のものをご提出ください。

Q14. 営業許可証の期限が過ぎているが参加できるか。

A14. 許可期限が過ぎている場合は対象外となります。ただし、期限日が令和2年4月以降の場合は、参加可とします。